



平成 26 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 森 組
代 表 者 名 代表取締役社長 村上 和朗
(コード番号 1853 東証第二部)
問 合 せ 先 執行役員 総務人事部統括部長
上山 悦也
(TEL. 06-6201-2763)

訴訟（反訴）の提起がなされたことに関するお知らせ

当社は、リスト株式会社（以下「リスト」という）に対し、平成 25 年 1 月 9 日付で東京地方裁判所に請負代金支払請求訴訟を提起し、現在係争中ですが、リストより本訴に対する反訴が平成 26 年 11 月 18 日付で東京地方裁判所に提起されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 反訴の提起があった裁判所及び年月日
 - (1) 裁判所 東京地方裁判所
 - (2) 提起日 平成 26 年 11 月 18 日（反訴状受領日 平成 26 年 11 月 25 日）
2. 反訴を提起した者
 - (1) 名称 リスト株式会社
 - (2) 所在地 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目 4 7 番地
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 北見 尚之

3. 反訴に至った経緯

当社は、リストに対し、リストより受注した分譲マンション（以下「本件建物」という）建築工事の建物引渡時金 889,350,000 円の支払いを求めて、平成 25 年 1 月 9 日付で東京地方裁判所に請負代金支払請求訴訟を提起しました。一方、リストは、当社に対し、本件建物の引渡しを求めて、平成 25 年 1 月 11 日付で横浜地方裁判所に建物引渡等請求訴訟を提起しました。

両訴訟は、本件建物瑕疵の有無が共通の争点であることから、平成 25 年 2 月 21 日付で東京地方裁判所において併合して審理することに決定されました。

さらにリストは、当社に対し、平成 25 年 3 月 6 日付で東京地方裁判所に不動産引渡断行仮処分命令申立訴訟を提起しましたが、リストが残請負代金のうち金 689,350,000 円を支払うとともに、預託金 161,025,000 円に当社の質権を設定し、当社は本件建物をリストに引き渡すことで和解しました。

これに伴いリストは、建物引渡等請求訴訟を取り下げ、当社は、請負代金支払請求訴訟の請求額を未受領額等に減縮して引き続き係争中ですが、この度、リストより本件建物に瑕疵（建物壁内の下地材に発生したカビ）があるとして、補修費等の損害賠償請求の反訴の提起がなされました。

4. 反訴の内容

- (1) 当社は、リストに対し、金 750,094,252 円およびこれに対する反訴状送達の日
翌日から支払い済みに至るまで年 6 分の割合による金員を支払え
- (2) 訴訟費用は当社の負担とする

5. 今後の見通し

当社といたしましては、本件建物にはリストが主張するような瑕疵は存在せず、損害賠償請求には何ら根拠がないことから、裁判において当社の正当性を主張して適切に訴訟を進めてまいります。

本反訴が当社の業績に与える影響は、現段階ではないものと判断しておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上